

平成27年9月18日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。

本日の会議におきまして、出席者全員が、「2015紀の国わかやま国体・わかやま大会」の応援ウェアを着用しております。いよいよ9月26日から、第70回国民体育大会「2015紀の国わかやま国体」が、10月24日からは、第15回全国障害者スポーツ大会「2015紀の国わかやま大会」が開催されます。国内最大の、かつ最高の国民スポーツの祭典であります。これらの大会を盛り上げるとともに、その成功に向け、市議会といたしましても全力で取り組んでまいりたいと考えていますので、市民の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中本正人君）この際、当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）おはようございます。

私、今回の議会、議案審議におきます答弁で、2件の誤りの発言をいたしました。今回、時間をいただきまして、おわびをして訂正をさせていただきたいと思っております。

いずれも8番議員からの質問で、使用料の各条例ごとの増収に対する質問がございました。

その際、まず議案第13号において、議案第13

号の橋本市都市公園条例の一部を改正する条例での答弁で、運動公園の増額分を、おおよそ500万円程度といたしました。正しくは、運動公園と住吉運動公園あわせて400万円ということで、修正をさせていただきます。なお、全て26年度実績で修正をさせていただきます。

また、議案第14号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例で、同じく増収部分、伏原を28万円、学文路を6万6,000円と答弁いたしました。学文路体育館につきましては減額改正となっております。社会体育施設全体では6万円程度の減額となります。おわびして訂正を申し上げます。

誠に申しわけございませんでした。

○議長（中本正人君）ご了解願います。

この際、報告いたします。

去る9月10日の本会議において設置されました平成26年度決算審査特別委員会委員長に6番 小林君、副委員長に7番 高本君が選出されました。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において12番 堀内君、17番 井上君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成26年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第15 認定第14号 平成26年度橋本市病院

事業会計決算の認定について までの14件
○議長（中本正人君）日程第2 認定第1号
平成26年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第15 認定第14号 平成26年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの14件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成26年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第16 議案第8号 橋本市男女共同参画推進条例について から、日程第18 議案第12号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（中本正人君）日程第16 議案第8号 橋本市男女共同参画推進条例について から、日程第18 議案第12号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、委員長報告の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第8号 橋本市男女共同参

画推進条例について、議案第10号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第12号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を審査するため、9月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第8号、議案第10号は全会一致で原案可決、議案第12号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第8号は、男女共同参画社会の実現をめざし、その基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明示するとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための条例を制定するものである。

委員から、条例に前文がないことについて、パブリックコメントでも指摘されているが、なぜ盛り込まないのか とのただしがあり、他自治体の事例において、前文ではその歴史や社会情勢について記載している。男女共同参画推進懇話会において検討したところ、本市の歴史については古いが条例に盛り込むような内容ではなく、社会情勢については、国が本年12月に第4次男女共同参画基本計画を策定予定であるなど常に変化している状況であり、条例に盛り込むと変更が難しくなることもあり、概要版で対応すべきという意見が多数であったためである との答弁がありました。

男女共同参画審議会の委員は15人以内となっているが男女比率について ただしがあり、第16条第4項に定める区分ごとに男女比が同じになるよう努める。懇話会については、現在は男性5人、女性10人である との答弁がありました。

条例に市の責務を規定し、施策を実施していくにあたり、一定の予算措置が必要である

と考えるが、所管課における男女共同参画と人権推進に関する予算の現状と来年度の予算の方針について ただしがあり、本年度予算では、男女共同参画に関して66万1,000円、人権推進に関して1,155万2,000円である。男女共同参画に関する講座の開催や窓口の設置を考えており、28年度予算に反映していきたいとの答弁がありました。

啓発活動について ただしがあり、サマーボールやまっせ・はしもとなどのイベントや街頭での物品配布、スーパーの女性トイレ内へのDV被害相談の啓発など、これまでの啓発活動を継続しながら、各研修をより一層充実していきたい。また、広報紙において、11月の人権を考える強調月間にあわせDV関係等について掲載する との答弁がありました。

男女共同参画に関する相談件数と対応について ただしがあり、DV関係の相談は、平成25年度は3件、26年度14件、27年度は現在までで6件であった。相談内容に応じて関係各課と連携しながら対応しており、シェルターが必要であれば保健所を通じて対応するとの答弁がありました。

目標設定をするのか とのただしがあり、第二次橋本市男女共同参画計画において目標を設定しており、市が設置する審議会等における女性割合を28年度に35%、当該計画の最終年度である33年度に40%、女性委員がいない審議会等の割合を33年度10%、市の管理職における女性割合を28年度20%、33年度25%にすることをめざしている との答弁がありました。

他自治体において、DVやシェルターの事情を知らない職員が誤って情報をもたらしてしまった事例があったが、本市の対策は とのただしがあり、重大な問題と考えており、関係各課と連絡会を開催している。他自治体の事例が発生すれば、注意喚起の文書を各課へ

通知し、万全の対策を講じている との答弁がありました。

議案第10号は、マイナンバー制度の開始に伴い、通知カードと個人番号カードについては再交付手数料を定め、また住民基本台帳カードについては本年12月末をもって交付終了となるため交付手数料規定を削除する。また、戸籍・住民票に基づく行政証明の手数料と、地方自治法の改正に伴う、認可地縁団体に対する不動産登記の特例に関する情報提供や通知の手数を新たに定めるものである。

委員から、やむを得ない場合は無料で通知カードや個人番号カードを再交付すると規定しているが、どのような場合か とのただしがあり、住所や氏名を変更したときに記載する、カードの追記欄の余白がなくなった場合や個人番号カードに搭載されるICチップが機能しない場合などである との答弁がありました。

マイナンバー制度は市民にまだまだ十分に浸透していないと考えるが、周知方法について ただしがあり、広報紙において、4月号はマイナンバー制度の概要について、7月号では、10月からのマイナンバーの通知開始について、9月号では、やむを得ない場合は通知カードの送付先を変更できることを掲載した。10月号では、通知カードの発送と個人番号カードの申請方法について広報する予定である との答弁がありました。

通知カードの郵送に関して、住所不明であった場合はどう対応するのか とのただしがあり、簡易書留で転送不要として郵送されるが、届かなかった分は市民課に返戻される。住民変更や死亡など順次精査し、送付可能なものは再度送付する。なお、個人番号カードについては、郵送ではなく、市民課窓口で本人確認し、直接交付する との答弁がありました。

不動産登記の特例の内容について ただしがあり、認可地縁団体が所有する不動産の登記をするときに相続人不明等により手続きが困難である場合、市が登記について異議のある関係者は異議を申し述べるよう公告し、3カ月間の公告期間において異議がなかった場合に団体が登記できる制度である との答弁がありました。

議案第12号は、市民会館ホールや会議室、設備等の使用料について、使用料・手数料等に関する基本方針に基づき、受益者負担額の適正化を図るため、受益者負担割合を70%として見直しを行い、使用料を改定するものである。

委員から、現行の受益者負担割合について ただしがあり、46.68%である との答弁がありました。

エアコンを利用する場合の使用料も変更されるか とのただしがあり、基本使用料に対し5割加算するという規定が別があり、加算割合に変更はないが増額となる との答弁がありました。

近隣自治体の同規模施設の使用料について調査したか とのただしがあり、調査を行っており、施設の大小や新旧により一律に比較するのは難しいが、改正後の使用料においても、他自治体の使用料より安い部分が多い との答弁がありました。

基本方針において、使用料を見直しするときは経費や原価について過去3年間の実績をもとに算定するとしているが、今回の改定は基本方針と整合性がとれているか とのただしがあり、東日本大震災に起因する電気料の高騰により、過去3年間の実績により算定すると実態にそぐわないと判断し、最新値である25年度決算値から算定している。その結果、受益者負担割合が50%弱であったことによる見直しであり、基本方針に準じるという形で

整合性を保っている との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、基本方針に基づき受益者負担割合を上げることによる使用料の値上げだが、市民会館は、市民の方が大ホールで発表会を行うなど、さまざまなことで使用している。現在の経済情勢は、消費税が増税され、給料が上がった企業もあるが、全体的には景気が良くなっていない状況であり、市民負担を増やす値上げの条例改正には反対する との討論がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 橋本市男女共同参画推進条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いた

します。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番(阪本久代君)登壇〕

○8番(阪本久代君)議案第12号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

使用料・手数料等に関する基本方針に基づき、市民会館の基本使用料、附属設備使用料を受益者負担割合を46.68%から70%に上げ、現行の1.2倍に引き上げるといふ議案です。

使用料・手数料等に関する基本方針は平成23年11月に策定されたものであり、なぜ今見直しなのか。176万円の増収を見込んでいるということですが、橋本市の予算から見ればわずかな金額です。市民会館は橋本市民会館設置及び管理条例第1条に規定されているように、市民の文化教養の向上と、福祉の増進を図るために設置されたものです。市民が利用しやすいようにするべきです。消費税も上がり、景気が良くなっていない中、市民負担を増やす本議案に反対します。

○議長(中本正人君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市民会館設置

及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中本正人君)起立多数であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について と、日程第20 議案第16号 市道路線の認定について の2件

○議長(中本正人君)日程第19 議案第13号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について と、日程第20 議案第16号 市道路線の認定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 17番 井上君。

〔17番(井上勝彦君)登壇〕

○17番(井上勝彦君)皆さん、おはようございます。

それでは、去る9月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第13号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第16号 市道路線の認定について を審査するため、9月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第13号は賛成多数で原案可決、議案第16号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下の概要を報告いたします。

議案第13号は、都市公園に設置する各施設の使用料について、使用料・手数料に関する基本方針に基づき、受益者負担額の適正化を図るため見直しを行い、使用料を改定する。あわせて、住吉運動公園について、夜間照明

設備がない多目的広場の夜間使用料を削除し、市内・市外利用者の使用料を統一するものである。なお、使用料改定については、受益者負担割合を多目的グラウンドと多目的広場は50%、テニスコート、プール及び神野々緑地のキャンプ場と芝生広場70%と設定して見直しを行い、消費税込使用料が現行の1.1倍または1.2倍と設定し、受益者負担額に近づくようにしている。

委員から、市民プールに係る年間人件費と利用者数について ただしがあり、26年度で人件費は930万6,000円、利用者数が3万3,915人である との答弁がありました。

市民プールの利用者数が増加すれば使用料は下がるのか とのただしがあり、施設の管理運営や維持修繕の経費が今後もかかるので、仮に利用者数が増えたとしても、すぐに使用料を下げられる状況にはない との答弁がありました。

橋本駅と市民プール間で運行している無料送迎バスについて ただしがあり、運行経費等が大きく、来年度以降に廃止する方向で指定管理者と協議している との答弁がありました。

市民プールについて開設当時から使用料が高いという苦情がある中での今回の値上げであるが、果たして利用者に受け入れられるのか とのただしがあり、値上げするからには、その分利用者に満足をしていただけるようなサービスを提供していくことも必要であると考えており、指定管理者と協議をしながら、売店の設置等も含め方策を研究する との答弁がありました。

市民プールの回数券制度に係る利用状況と周知方法について ただしがあり、回数券は市民プール前の券売機で販売しており、本年度は2,000冊を販売し完売した。校長会を通じ市内の小・中学生に対し利用案内をしている

との答弁がありました。

神野々キャンプ場の利用者数について ただしがあり、25年度1,698人、26年度1,857人である との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、受益者負担を否定するわけではないが、値上げの根拠となる受益者負担割合について合理的な理由が不明確であり、値上げについて再度検討する必要があると考えるので反対する との討論がありました。

賛成の立場から、厳しい財政状況の中で施設の老朽化が進み、現行の使用料の値上げについてはやむを得ないと考える。しかしながら、特に多くの市民が利用する市民プールについては値上げ幅も大きく、利用者から値上げ反対の意見が出ることが予想される。値上げする一方、楽しく過ごせる市民プールになったと利用者に感じてもらえるよう、さまざまな面で改善に取り組むとのことなので、それに期待し賛成する との討論がありました。

議案第16号は、民間事業者2社がそれぞれ宅地造成に伴い設置した道路について、原田長平1号線他2路線として、新たに市道認定するものであり、委員会は先に現地へ赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等は特にありませんでした。

以上でございます。慎重審議、よろしくお願いを申し上げます。

右、報告いたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）それでは行います。

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例に対する、反対の立場で討論させていただきます。

特に市民プールは、市民から日頃から高い、高いという声がすごく聞かれます。そういった意味で、市民プールは、実際、26年度については3万3,915人と年々増加しているように思います。市民を取り巻く環境といえば、物価がどんどん上がるばかりで、将来消費税10%ということになろうとしているこの状況の中で、ある意味、行政サービスというのは、財政的に苦しいという状況があるにしても、一般の企業と違って、本来、市民の立場に立って行政サービスする立場でございますから、そういう意味では、値上げについては慎重に考えなくてはいけないと思います。

もう一つ、受益者負担を見ましても、幅が広くて、今回この件についての受益者負担割合を聞きましたが、結局のところ、幅が広いために、このプールにしてもそうですし、受益者負担の割合計算が曖昧な形になっていると思います。

そういう意味で、具体的に市民の納得が得られるという意味では十分ではないので、この値上げについては慎重に検討する必要がありますが今回あるかと思しますので、私としては反対の立場で、この意見を申し上げたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

20番 辻本君。

〔20番（辻本 勉君）登壇〕

○20番（辻本 勉君）議案第13号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

この案につきましては使用料値上げについての案であります。大変厳しい本市の財政状況を考えますと、施設利用については市民サービスの公平性の観点からも、利用者において応分の負担をしていただくとともに、今回の値上げについても理解をいただき、やむなしと考えます。

しかしながら問題点もあります。それは、市民プール使用料の大幅な値上げであります。市民プールは、できた当初から高いとの評判でした。にもかかわらず、今回の値上げは利用する市民の皆さまに理解してもらえるのか、大変不安であります。さらに、値上げすることにより利用者が激減し、経営状況が悪くなることも考えられます。

そんな中で当局より、委員会において回数券の問題、橋本駅からの無料送迎バスの見直し、そして、魅力ある市民プールにするための改善、プールサイドで体を休める日陰をつくることとか、フードショップがないこと、このことについて検討していくということを答弁いただきました。

そういうことで、市民プール使用料だけを見ると若干の問題もありまして、どちらかというところと反対したい立場でありますけれども、市民の気持ちを考えると、できる限り安い料金で施設利用をしてもらうことが望ましいのでありますが、全体としては冒頭で述べたとおり、やむなしと判断せざるを得ません。

よって、本議案に賛成といたします。

○議長（中本正人君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中本正人君) 起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第14号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、日程第22 議案第15号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について の2件

○議長(中本正人君) 日程第21 議案第14号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、日程第22 議案第15号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 12番 堀内君。

〔12番(堀内和久君) 登壇〕

○12番(堀内和久君) 報告させていただきます。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第15号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を審査するため、9月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

審査の冒頭、当局より、今回の使用料の改正に係る考え方について説明がありました。

平成23年11月に策定した「使用料・手数料に関する基本方針」に沿って見直しを進め、できるだけ同一用途施設間の整合性を図るようにしている。それぞれの使用料は、維持管理に要する原価に「基礎的」「選択的」「市場的」「非市場的」の四つの視点から分類した、利用者である受益者と市民全体で負担する税との負担割合を示す受益者負担率を乗じて求められる基準額をもとに見直した。なお、議案第14号の学文路スポーツセンターの体育館とテニスコートについては、受益者負担率をそれぞれ50%と70%に、議案第15号の中央公民館、文化会館及び各地区公民館については、いずれも70%に設定している。また、今回の見直しで基準額が現行使用料に対し1.2倍を超えるものについては、急激な利用者負担者増を考慮して値上げの上限が1.2倍となっている。

議案第14号は、社会体育施設のうち学文路スポーツセンターのテニスコート及び体育館の使用料について、利用する者と利用しない者との均衡を考慮し、負担の公平性の確保、また、適正な維持管理を行い、施設をできるだけ長く利用するため改正を行うものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

た。

議案第15号は、文教施設のうち学校施設を除く中央公民館、文化会館、各地区公民館の使用料について改正を行うものである。

委員から、予約システムについて、市民からいろんな声がある中で、ニーズに合った方法、また利用率が上がる方法を検討するなど、改善する考えはあるかとのただしがあり、今回の改正は、使用料の適正化に係る見直しであるが、一方で利用しやすい方法を常々考えることも必要と考えており、改善できるものは検討を進めていきたいとの答弁がありました。

このほか、現在、維持管理及び運営を指定管理により行っている公共施設について、その多くが公益財団法人文化スポーツ振興公社の特定指定となっていることに関し質疑がありました。

委員より、維持管理経費を下げる話がない中での特定指定ではなく、価格の競争性を持たせるため公募の上、選定を行う考えはとのただしがあり、年限を決めて指定しており、更新の際には交渉を行っている。経費についても積み上げにより積算しており、不適正な点があるとは考えていない。しかしながら、近年の電気代、重油代の高騰などもあり、さらに効率化を図っていただくことも必要であると考えている。そのためにも公募という選択肢もあるわけであるが、当該法人の設立趣旨にのっとり、文化事業などは赤字でもやっただいていただいているところもあり、その辺の評価も含め特定指定としているところである。当該法人がこれらの指定を失った場合、組織として存続できるかということもあり、公募選定による指定のメリットと当該法人の存続に係るメリットを比較しながら今後も検討を続けたいとの答弁がありました。

議員各位のご賛同、どうかよろしくお願

いたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）議案第15号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

使用料・手数料等に関する基本方針に基づき、受益者負担割合を文教施設は70%にする。しかし、20%上げても70%にはならないので、1.2倍にするということです。増収見込みは40万円。軽減・減免されている団体もありますが、その他のいろいろな活動に利用する者からすれば、値上げは負担になります。また、営利目的の場合は、割増料金を払うことになっております。

市民負担を増やす本議案には反対をいたします。

○議長（中本正人君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

20番 辻本君。

〔20番（辻本 勉君）登壇〕

○20番（辻本 勉君）賛成の立場から討論いたします。

市民サービスの公平性から、利用者負担というのは当然のことではありますが、他の税とのバランスを考慮して値上げということで、これについてはやむを得ないと思います。

しかしながら、社会教育の衰退につながってはだめだと思うんです。この施設につきましては、社会教育の施設、生涯学習の施設がありますので、社会教育の衰退につながらないように市としてより力を入れていただいて、いろんな面で改善をお願いいたしたいと思えます。

そのことをお願いいたしまして、この議案につきましてはやむを得ないと判断して、賛成いたします。

○議長（中本正人君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中本正人君）起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議員派遣の件

○議長（中本正人君）日程第23 議員派遣の件 を議題といたします。

本件については、会議規則第166条第1項及び第2項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

お諮りいたします。ただ今、議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（中本正人君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決

しました。

○議長（中本正人君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（中本正人君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）9月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、8月31日の開会以来、19日間にわたりまして、決算認定案件を除く補正予算などあわせて23件の議案について、ご承認をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。

会期中、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、十分精査して、今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、9月10日から11日にかけて、北関東・東北地方を襲った記録的豪雨による災害についてですが、甚大な被害に遭われました茨城県、栃木県、宮城県の皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。3県の主な被害として、鬼怒川などの氾濫により死者7人、そのほか、広範囲にわたる浸水被害や、家が流出し、避難をされている被災者も多い状況であります。

今後、地震・台風・局地的豪雨などに対応するため、防災・減災対策の見直し、市民の避難指示などの見直しを進めてまいります。また、県などを通じて支援の要請がありましたら、できる限り支援を行いたいと考えています。

次に、本議会の総務委員会でもご報告させていただきましたとおり、本市の財政は大変厳しい状況にあります。この状況が続きますと、2,000年後には市政運営に支障を来すという非常に強い危機感を抱いており、この難局を乗り越えるために、強い意志をもって財政健全化に取り組む覚悟でございます。

現在、職員一丸となって財政健全化案を取りまとめているところです。次回の12月議会において「財政健全化計画」をお示ししたいと考えていますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、平成27年国勢調査についてご報告をいたします。

本年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が行われます。調査の結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策などの日本の未来をつくるために欠かせない施策の計画策定に利用されます。

本市では、505の調査区を設け、各区・自治会長からご推薦をいただきました調査員及び指導員あわせて383名の体制で調査を開始しております。議員各位におかれましても、ご協力をお願いいたします。

さて、いよいよ「紀の国わかやま国体」総合開会式が26日に行われます。本市では、既にデモンストレーションスポーツのソフトバレーボールが9月6日に開催され、市内外から36チームが集まりました。13日には庭球野球T E - Y Aが開催され、23チームが参加し、いずれの大会も熱戦が繰り広げられました。

また、「紀の国わかやま国体」の開催を記念して、日本女子サッカーリーグの「なでしこリーグ1部」の公式戦が、サッカー競技の会場となっています橋本市運動公園多目的グラウンドで行われました。

バレーボール競技の会場となっている県立橋本体育館では、明日19日に、国体に出場し

まず成年男子和歌山県代表チームが、強化試合として、男子バレーボールVプレミアリーグの「堺ブレイザーズ」と対戦いたします。

このように各競技においては、開幕を控え、大変盛り上がりを見せています。

一方、全国からの選手団・応援団の「おもてなし」をします市民ボランティアの皆さまには、昨年7月からお手伝いをいただいております。国体リハーサル大会をはじめ、各種イベントや開幕100日前の「おもてなし研修会」などに参加いただき、先日、最終の業務説明会を開催したところです。

市民の皆さんへの国体啓発キャンペーンも一昨年から数え約200回を超えました。また、市民の皆さんと一緒に折った「きいちゃん折り紙」でつくる巨大な「モザイクアート」の「2015匹のきいちゃん」は、バレーボール競技会場の県立橋本体育館で披露いたします。

昨年から市民の皆さんや各学校で取り組んでいただいております「花いっぱい運動」では、各競技会場や駅等に約2,000基のプランターを配置していただく予定です。そのほかにも、各種団体や企業、多くの市民の皆さん、実行委員会委員、市議会議員各位のご協力・ご支援を賜り、このように全国の選手・応援団をお迎えする準備が整いました。

ご尽力いただきました皆さまに、心より感謝申し上げます。

さて、「紀の国わかやま国体」には、本市から選手・監督30名が出場します。また、10月24日から26日にかけて開催される「全国障害者

スポーツ大会 紀の国わかやま大会」には、20名の選手が出場されます。出場される選手の皆さんは、厳しい練習を重ね、本番に備えてきたと思います。コンディションを整え悔いのないよう力を出し切り、プレーされることをお祈りいたします。議員各位とともにエールを送りたいと思います。

朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いています。議員各位におかれましても、健康に十分ご留意いただき、今後の市政発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）ただ今、市長のごあいさつあったんですけども、ちょっと数字が間違っておりましたので、訂正いただいたほうがいいと思いますが。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）申しわけありません。自分では二、三年後と言ったつもりやっただんですけども、おわびして訂正し、「二、三年後には市政運営に支障を来す」ということでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（中本正人君）これにて、平成27年9月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時22分 閉会）